

帰化許可申請のてびき

帰化許可申請書類を作成する前及び申請書に添付する書類を取り寄せる前に、てびきと併せて東京法務局のホームページの説明をお読みください。

帰化許可申請後に、次に掲げる例のように、申請内容や既に法務局の担当者に伝えている事項に変更が生じたとき、又は新たな予定等が生じたときは、必ず、速やかに法務局の担当者に連絡してください（18 ページ参照）。

- ・ 住所又は連絡先を変更したとき
- ・ 婚姻、離婚、出生、認知、死亡、養子縁組、離縁など身分関係に変動があったとき
- ・ 在留資格や在留期限が変更又は更新されたとき
- ・ 日本からの出国予定が生じたとき
- ・ 日本からの出国後、再入国したとき
- ・ 法令に違反する行為（交通違反を含む。）をしたとき
- ・ 勤務先など、仕事関係が変わったとき
- ・ その他法務局へ連絡する必要があるとき

帰化許可申請に関するお問い合わせは、最寄りの法務局又は地方法務局までお願いします。

法 務 省

年 月 日 号受付

目 次

第1 申請する前の注意事項	2
第2 申請書類作成の一般的な注意事項	2
第3 帰化許可申請者が自分で作成する書類についての注意事項	3
1 帰化許可申請書	3
2 親族の概要を記載した書面	4
3 履歴書	4
4 帰化の動機書	5
5 宣誓書	5
6 生計の概要を記載した書面	5
7 事業の概要を記載した書面	5
第4 証明資料として官公署等から交付を受ける書類について	14
1 国籍証明書	14
2 身分関係を証する書面	14
3 国籍を有せず、又は日本の国籍を取得することによってその国の国籍を失うべきことの 証明書	15
4 居住歴を証する書面	15
5 運転記録証明書	16
6 資産・収入・納税に関する各種証明書	16
7 社会保険料の納付証明書	17
8 その他の参考資料	18
第5 申請する際の注意事項	18
第6 申請した後の注意事項	18
資料1 国籍法・国籍法施行規則（抄）	19
資料2 在勤及び給与証明書の例	21
資料3 納税証明書等提出書類一覧表	22
資料4 各種届書	23

第1 申請する前の注意事項

このてびきは、帰化をしようとする人が帰化許可申請書類の作成又は取寄せをするためのてびきとして作成したものです。書類の作成又は取寄せをする際に、不明な点がございましたら電話で相談してください。

第2 申請書類作成の一般的な注意事項

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）で、紙質の丈夫なものを使用し、文字は、正確に、かつ、ていねいに記載してください。文字の記載を誤った場合は、取消線を引いた上、修正してください（修正テープ及び修正液の使用は不可）。
- 2 筆記具は黒インクのペン又はボールペンを用いることとし（いわゆる「消せるボールペン（フリクションペン）」での記載は不可）、鉛筆は使用しないでください。
動機書以外の書類は、パソコンを用いて作成しても差し支えありません。
- 3 (1) 提出する書類は原則として2通ですが、1通は原本を提出してください。もう1通は写しでも結構です。
(2) 外国語で記載された書面には、別にA4判の翻訳文（部分翻訳は不可）を付け、翻訳者の住所・氏名及び翻訳年月日を記載してください。翻訳者については、正確に翻訳できる人であれば、申請者を含め、どなたでも結構です。
(3) 旅券（パスポート）や免許証等のように原本を提出できないものについては、写し（コピー（拡大縮小不可））を2部提出していただきます。この場合には、提出する際に原本を持参してください。法務局の担当者が、持参された原本と写しを照合し、確認後に原本をお返しします。
- 4 提出する書類には、事実をありのまま記載してください。
なお、記載すべきことを記載せず又は虚偽の記載があるときなど、調査に協力願えない場合は、これにより許可されないことがありますので、注意してください。
- 5 提出する書類は、ホームページの帰化相談必要書類の確認表の順序にそろえて提出してください。数人分を一括して申請する場合でも、同種類（例えば数人分の申請書）ごとにまとめて提出してください。
- 6 提出する書類は、おおむねホームページの帰化相談必要書類の確認表のとおりですが、人によっては提出する書類が異なります。

第3 帰化許可申請者が自分で作成する書類についての注意事項

1 帰化許可申請書（6 ページ参照）

- (1) 申請書は、帰化をしようとする人ごとに作成します。
- (2) 申請年月日欄（帰化許可申請書の左上部）は、受付の際に記載していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- (3) 写真は、カラー・白黒どちらでも結構ですが、申請6 か月前以内に撮影した、5 cm×5 cmの単身、無帽、正面上半身で、かつ、鮮明に写っているものを、申請書に貼らずに2 枚お持ちください。帰化をしようとする人が15歳未満のときは、父母などの法定代理人と一緒に撮影したものを使用してください（右図参照）。
(注) アプリ等で加工した写真は使用不可です。



- (4) 国籍・地域は、申請者が属している国名・地域名を記載してください。
(例) 韓国、中国、アメリカ合衆国
- (5) 出生地（生まれたところ、例えば病院の所在地等）は、地番まで詳しく記載してください。地番等が不明な場合は、「以下不詳」と記載しても結構です。出生届書・出生証明書がある場合は、それを参考にしてください。
- (6) 住所が、マンション、アパート等の場合は、マンション名、アパート名及び室番号まで記載してください。

なお、居所（住所地のほかに寝泊まりするような所）があれば、住所の要領で記載してください。

- (7) 氏名は、氏、名の順序で漢字又はカタカナで記載し、氏名が漢字の場合は、ふりがなも付けてください。中国等の簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。
- (8) 通称名がある場合は、これまで使用した通称名を含め、その全部を記載してください。
- (9) 生年月日は、日本の年号（大正・昭和・平成・令和）で記載してください。生年月日を訂正したことがあるときは、訂正前のものをカッコ書きしてください。
- (10) 父母の氏名は、氏、名の順序で漢字・ひらがな又はカタカナで記載してください。中国等の簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。

また、日本人父母の本籍は、地番等まで記載してください。

父母の氏名又は父母との続柄が不明の場合は、該当欄に「不詳」と記載してください。

- (11) 帰化後の本籍及び氏名は、帰化が許可になった場合を予定して、あらかじめ記載していただくものです。いずれも自由に定めることができますが、次の点に注意してください。
- ・ 帰化後の本籍は、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「〇丁目〇番」（※〇号は記載できません。）と記載してください。

なお、実在しない町名、地番等は使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。

- ・ 帰化後の名は、原則として常用漢字表、戸籍法施行規則別表第三に掲げる漢字（後記の二次元コード参照）、ひらがな又はカタカナ以外は使用できません（帰化許可後の変更は原則として認められません。）。

なお、帰化後の氏については、その他の正しい日本文字も使用することができます。

- ・ 帰化後の氏名の振り仮名は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければなりません。

- ・ 夫婦又は日本国民の配偶者が申請する場合、帰化後の氏について夫又は妻のいずれの氏によるかを（ ）内に明記してください。
- (12) 申請者の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
 なお、申請者が15歳以上の場合にはご本人が署名し、申請者が15歳未満の場合には法定代理人が次の要領により署名していただくことになります。

子 ○○が 15 歳未満につき	
東京都中野区野方○丁目○番○号	
親権者	父 ○○○○
	母 ○○○○

(参考) 法務省ホームページ「子の名に使える漢字」



・ 戸籍統一文字情報（戸籍のオンライン手続に使用することを目的として公開している文字情報）
 ※戸籍統一文字情報については、トップ画面の「使い方」を参照の上、使用してください。

2 親族の概要を記載した書面（7・8ページ参照）

- (1) 申請者を除いて記載してください。
- (2) この書面に記載する親族の範囲は、申請していない同居の親族のほか、申請者の配偶者（元配偶者を含む。）、親（養親を含む。）、子（養子を含む。）、兄弟姉妹、配偶者の両親、内縁の夫（妻）及び婚約者です。なお、これらの親族については、死亡者についても記載してください。
- (3) 日本在住の親族と、外国在住の親族とに用紙を分けて作成してください。

3 履歴書（9・10ページ参照）

- (1) 申請者ごとに作成してください（15歳未満の人は不要）。
- (2) 申請者の経歴を各項目ごとに区分し、出生の時から日付順に、空白期間のないよう詳しく記載してください。

職歴（本国での職歴や日本に入国した後に行ったアルバイト歴も含む。）については、具体的な職務内容も記載してください。また、会社等の役員に就任・退任した場合も記載してください。

- (3) 重要な経歴については、以下に例示する証明資料を添付してください。

ア 卒業証明書又は卒業証書の写し

イ 在学証明書又は通知表の写し

ウ 在勤証明書

エ 自動車運転免許証の写し

オ 技能及び資格証明書（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、教員、理容師、美容師、建築士、調

理師その他免許を必要とする職業に従事している人は、その技能及び資格証明書又は免許証)の写し
カ 日本語試験の結果等の写し

4 帰化の動機書

- (1) 申請者ごとに申請者本人が、自筆してください（パソコンは不可）。

なお、15歳未満の申請者については不要です。

- (2) 帰化をしたい理由（日本に入国するに至った経緯及び動機、日本での生活についての感想、日本に入国した後に行った社会貢献、本国に対する思い、帰化が許可された後において行うことを予定している社会貢献、帰化が許可された後における日本での生活の予定等）を具体的に自筆してください。

5 宣誓書

- (1) 宣誓の趣旨をよく理解して申請者ごとに作成します（15歳未満の人は不要）。
- (2) 申請の際に申請者本人に自筆で署名していただきますので、空欄のままにしておいてください。

6 生計の概要を記載した書面（11・12ページ参照）

- (1) 申請者並びに配偶者及び生計を同じくする親族の収入・支出関係、資産関係などの所要事項を具体的に記載してください。預貯金の金額は、提出する通帳や取引明細書等の現在高を記載し、預入先が複数ある場合は、全て記載してください。
- (2) 月収（手取り）は、申請の前月分について、給与証明書又は給与明細書をもとに記載してください。
- (3) 世帯を異にする親族によって申請者の生計が維持されている場合は、収入欄にその親族からの収入について記載してください。
- (4) 不動産を所有している場合は、土地・建物の登記事項証明書を提出してください。
- (5) 日本以外の国に所有する不動産についても記載してください。

7 事業の概要を記載した書面（13ページ参照）

- (1) 次の場合には、事業の内容などを具体的に記載してください。
- ア 申請者又は申請者の生計を維持している配偶者その他の親族が個人で事業を営んでいるか、あるいは、会社等の法人を経営している場合
 - イ 申請者が会社等の法人の役員その他の経営に従事している者である場合
 - ウ 共同で個人事業を経営している場合
 - エ 申請者の生計が、世帯を異にする配偶者その他の親族の収入で維持されている場合で、その人が事業経営者である場合
- (2) 複数の事業を経営している場合には、一事業ごとに作成してください。
- (3) 確定申告書の控え、決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）等の写しを添付してください。
- (4) 会社等の法人を経営している場合には、その法人の登記事項証明書を添付してください。
- (5) 許可又は許可を要する事業を営んでいる人については、官公署の長が証明した証明書の写しを添付してください。

帰化許可申請書

令和 年 月 日 ← (注) 2

法務大臣 殿

日本国に帰化をしたいので、関係書類を添えて申請します。

帰化をしようとする者の写真（申請日の前6か月以内に撮影した5cm正方の単身、無帽、正面上半身のもの）

15歳未満の場合には、法定代理人と一緒に撮影した写真

(令和〇年〇月〇日撮影)

帰化をしようとする者

国籍・地域 韓国

出生地 大韓民国慶尚南道晋陽郡文山面安全里〇番地

住所(居所) 東京都中野区野方〇丁目〇番〇号
メゾン〇〇 301号室

(フリガナ)

キン

リュウサク

通

関口

竜作

氏名

氏

金

名

竜作

称
名

関口

二郎

金山

竜作

生月 年日

大・昭・平・令 45 年 4 月 18 日生

父母との続柄

二 男
女

在留カード番号
特別永住者証明書番号

E

F

1

2

3

4

5

6

7

8

G

H

父母の氏名

父

氏

金山

名

継達

母

氏

崔

名

順南

父母の本籍又は国籍

大阪府中央区谷町〇丁目〇番

韓国

養父母の氏名
※養子縁組をしている場合、記入すること

養父

氏

名

養母

氏

名

養父母の本籍又は国籍

帰化後の本籍

東京都中野区野方〇丁目〇番

(フリガナ)

帰化後の氏名及び振仮名

氏

〇

〇

(の氏)

名

〇

〇

申請者の署名
法定代理人の住所、
資格及び署名

注：この欄は法務局での受付の際に記載していただきます。
空欄のままとしてください。

上記署名は自筆したものであり、申請者は写真等と相違ないことを確認した。
受付担当官

電話連絡先

自宅

03 (0000) 0000

勤務先

03 (0000) 0000

携帯

090 (0000) 0000

- (注) 1 申請書に記載する文字は、漢字、ひらがな、カタカナ及びアラビア数字のみとし、英字（アルファベット）では記載しないこと。
2 「申請年月日」及び「申請者の署名又は法定代理人の住所、資格及び署名」欄については、申請の受付の際に記載するので、あらかじめ記載しないこと。
3 申請者が15歳未満である場合には、その法定代理人が署名すること。
4 確認欄については、記載しないこと。
5 氏名は、氏、名の順序で記載し、氏名が漢字の場合は、フリガナも記載すること。中国等における簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載すること。

親 族 の 概 要 (居住地区分／ ☒ 日本 ☐ 外国)					交 際 状 況 等
続柄	氏 名 生年月日	年 齢	職 業	住 所 ※死亡している場合は、住所の記載に代え、死亡日を記載	
妻	姜 和 子 昭和50年 9 月 10 日生	49	アルバイト	同 居 (☐ 年 月 日 亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☒ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel 03 - 0000 - 0000 年 月 日 帰化・申請
父	金 山 継 達 昭和15年 1 月 3 日生	85	無 職	大阪市生野区〇〇町 2丁目〇番〇〇号 (☐ 年 月 日 亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel 06 - 0000 - 0000 平成29年 7 月 1 日 ☐ 帰化・申請
母	崔 順 南 昭和21年 3 月 5 日生			(☒ 平成5年 3 月 16 日 亡)	①交際 / ☐ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel - - 年 月 日 帰化・申請
長女	金 信 子 平成23年 5 月 26 日生	14	中学生	広島市中区〇〇町 3丁目68番地 (☐ 年 月 日 亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☒ 有 ☐ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel 082 - 0000 - 0000 年 月 日 帰化・申請
妻の父	姜 慶 柱 昭和23年 12 月 28 日生	79	無 職	京都府舞鶴市〇〇町 18番地3 (☐ 年 月 日 亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☒ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☒ 特になし Tel 0773- 0000 - 0000 年 月 日 帰化・申請
妻の母	鄭 芙 美 昭和23年 7 月 25 日生	85	無 職	同 上 (☐ 年 月 日 亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☒ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☒ 特になし Tel - - 年 月 日 帰化・申請

(注) 1 原則として、申請者を除いて記載する。
2 この書面に記載する親族の範囲は、申請をしていない「同居の親族」のほか、申請者の「配偶者（元配偶者を含む。）」、「親（養親を含む。）」、「子（養子を含む。）」、「兄弟姉妹」、「配偶者の両親」、「内縁の夫(妻)」及び「婚約者」である。
なお、これらの親族については、死亡者についても記載する。
3 この書面は、日本在住の親族と外国在住の親族とに用紙を分けて作成する。

外国在住の親族分

親 族 の 概 要 (居住地区分／□日本 ■外国)					交 際 状 況 等
続 柄	氏 名 生年月日	年 齢	職 業	住 所 ※死亡している場合は、住所 の記載に代え、死亡日を記載	
兄	金 本 昌 明 昭和40年 8 月 7 日生	59	会社員	フィリピン国メトロマニラ マニラ市 以下不明 (□ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel — — 平成18年 5 月 28日 ☒ 帰化・申請
姉	金 昌 美 昭和42年 4 月 1 日生			(■昭和42年 5 月 3 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel — — 年 月 日 帰化・申請
妹	金 恵 朱 昭和51年 7 月 2 日生	48	不明	韓国 以下不明 (□ 年 月 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☒ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel — — 年 月 日 帰化・申請
妹	金 昌 達 昭和53年 9 月 1 日生	46	米国 〇〇銀行員	アメリカ合衆国カリ フォルニア州ロサンゼ ルス市〇〇通1234 (□ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel — — 年 月 日 帰化・申請
	年 月 日生			(□ 年 月 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel — — 年 月 日 帰化・申請
	年 月 日生			(□ 年 月 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Tel — — 年 月 日 帰化・申請

- (注) 1 原則として、申請者を除いて記載する。
 2 この書面に記載する親族の範囲は、申請をしていない「同居の親族」のほか、申請者の「配偶者（元配偶者を含む。）」、「親（養親を含む。）」、「子（養子を含む。）」、「兄弟姉妹」、「配偶者の両親」、「内縁の夫(妻)」及び「婚約者」である。
 なお、これらの親族については、死亡者についても記載する。
 3 この書面は、日本在住の親族と外国在住の親族とに用紙を分けて作成する。

履 歴 書 (そ の 1)			氏 名	金 竜 作	
年	月	日	居 住 関 係	学 歴・職 歴	身 分 関 係
昭45	4	18	大韓民国慶尚南道晋陽郡文山面安全里○番地		出生
50	9	2	父母と渡日、横浜市戸塚区幸町○番地 (昭61.3まで)		
52	4			市立五幸小学校入学	
58	3			同校卒業	
//	4			市立第一中学校入学	
61	3			同校卒業	
//	4		東京都新宿区柏木○丁目○番地に移転 (平8.8まで)	私立松木高等学校入学	
平1	3			同校卒業	
//	4			昭和食品 (株) 入社 営業担当	
8	9		東京都北区東十条○丁目○番地に移転 (平15.8まで)		韓国人姜和子と事実婚
9	8	20			上記婚姻届出
15	3	16			母死亡
//	9		東京都中野区野方○丁目○番○号メゾン○○ 301号室に移転 (現在まで)		
17	3			前記会社退職 平20.3月まで (株) 石山工業 でアルバイト	
23	5	26			長女 信子出生
24	4	1		東京寿商事 (株) 入社 営業担当	
令2	4	1		取締役役に就任 (現在まで)	

(注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。

2 履歴事項については、古い年代のものから漏れなく記載する。例えば、学歴については、転校、中途退学、卒業の学部等についても記載し、職歴（本国での職歴や日本に入国した後に行ったアルバイト歴も含む。）については、勤務先だけでなく、担当した職種についても記載する。

また、身分関係については、父母の死亡及び事実婚についても記載する。

3 用紙が不足する場合には、同一用紙を用いて記載する。

4 この書面は、申請者ごとに作成するが、15歳未満のものについては、作成することを要しない。

履 歴 書		氏 名		金 竜 作		
(そ の 2)						
出 入 国 歴 (最 近 ○ 年 間)	回数	期 間		日 数	渡 航 先	目 的、同 行 者 等
	1	平 29 年 10 月 16 日 ～ 29 年 10 月 21 日		6	香 港	会社の同僚と 観光旅行
	2	平 30 年 1 月 19 日 ～ 30 年 1 月 25 日		7	中 国	会社の上司と出張
	3	平 30 年 2 月 3 日 ～ 30 年 2 月 10 日		8	中 国	会社の部下と出張
	4	平 30 年 10 月 1 日 ～ 30 年 10 月 20 日		20	中 国	同 上
	5	～ 年 月 日 ～ 年 月 日				
	6	～ 年 月 日 ～ 年 月 日				
	7	～ 年 月 日 ～ 年 月 日				
	8	～ 年 月 日 ～ 年 月 日				
	9	～ 年 月 日 ～ 年 月 日				
	10	～ 年 月 日 ～ 年 月 日				
	総 出 国 日 数			41		
	技 能 資 格	昭和 58 年 8 月 15 日第 1 種普通自動車運転免許取得 (免許証番号第 30〇16〇〇〇〇〇〇〇 号) 令和 7 年 1 月 24 日 日本語能力試験 N 1 レベル				
使 用 言 語	(例) 韓国・朝鮮語、中国広東語					
賞 罰	平 30. 11. 3 駐車違反反則金 15,000 円 令 元. 12. 8 速度違反反則金 9,000 円					
確 認 欄						

(注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。

2 出入国歴については、法定住所期間におけるものを記載する。ただし、最短でも最近 1 年間の出入国歴を記載する。

なお、出入国歴欄が足りない場合には、出入国歴表（付録第 22 号様式）に記載する。

3 使用言語欄については、本国における親族・友人との間で主に使用している日本語以外の言語を記載する。

4 賞罰欄については、過去から現在までの全てのものを記載する。

確認欄については、記載しない。

生 計 の 概 要

(その1)

(令和〇〇年〇〇月〇〇日作成)

収 入	氏 名	月 収 (円)	種 目	備 考
	金 竜 作	284,126	給料 ((株)〇〇)	平24. 4から勤務
	金 竜 作	65,000	事業収入 (建物賃貸収入)	
	姜 和 子	64,000	給料 (栄食品パート)	平20. 1から勤務
	金 竜 作	20,000	児童手当	
	合 計	433,126		
支 出	支 出 科 目	金 額 (円)	備 考	
	食 費	120,000		
	住 居 費	97,500	家賃 (管理費等を含む)	
	教 育 費	33,000	塾代	
	返 済 金	28,500	自動車ローン返済	
	生命保険等掛金	30,000		
	預 貯 金	70,000		
	そ の 他	54,126	光熱・水道代、医療費等	
	合 計	433,126		
主 な 負 債	借 入 の 目 的	借 入 先	残 額	完 済 予 定
	自動車購入	〇〇銀行〇〇支店	1,458,000	令〇. 1

- (注) 1 世帯を同じくする家族ごとに作成する。
 2 月収額については、申請時の前月分について、その手取額を記載する。
 3 収入の種目欄については、給与、事業収入、年金等の別を記載する。
 4 収入が世帯を異にする親族等からの仕送りによる場合には、月収欄に送金額を、種目欄に仕送りである旨を、備考欄に仕送人の氏名及び申請者との関係を、それぞれ記載する。
 5 収入の合計額の欄の額と支出の合計額の欄の額は合致するよう記載する。

生 計 の 概 要 (その2)

不 動 産	種 類	面 積	時 価 等	名 義 人
	(在日不動産) 宅地	495.11 m ²	時価3,600 万円程度	金竜作名義
	共同住宅 鉄筋コンクリート造	76.12 m ²	時価3,000 万円程度	金竜作、姜和子名義
	(在外不動産) 宅地	130.13 m ²	時価 800 万円程度	金山継達名義
預 貯 金	預 入 先		名 義 人	金 額 (円)
	〇〇銀行〇〇支店		金 竜 作	2,123,456
	ゆうちょ銀行〇〇店		姜 和 子	512,345
株 券・ 社 債 等	種 類	評 価 額		名 義 人 等
	株券	3,000 株	時価 120 万円程度	金 竜 作
	社債等	100 口	時価 240 万円程度	姜 和 子
	ゴルフ会員権	1 口	時価 300 万円程度	金 竜 作
高 価 な 動 産	種 類	評 価 額		名 義 人 等
	貴金属	時価	300 万円程度	姜 和 子
	普通自動車	時価	350 万円程度	金 竜 作

- (注) 1 高価な動産欄については、おおむね100万円以上のものを記載する。
2 不動産については、国外にあるものも記載する。

事業の概要				対象となる 期 間	令和〇〇年 〇 月～ 令和〇〇年〇〇月		
商 号 等	(株) 〇〇工務店			所 在	東京都中央区茅場町〇-〇-〇		
開業年月日	年 月 日 平成 21 年 10 月 1 日			経 営 者	〇 〇 〇 〇 申請者との関係 (兄)		
営業の内容	1 建設資材の販売 2 建設工事の請負			許認可の年 月日番号等	平成 21. 5. 7 般-04 第 2×80 号	(確認欄)	
				営 業 資 本	1,000 万円		
				従 業 員 数	8名 (内専従者 1 名)		
事業用財産	店舗 (木造 2 階建)、小型ダンプカー 1 台、小型トラック 2 台、ブルドーザー 1 台						
売 上 高	5,435 万円			営業外費用	万円		
売 上 原 価	2,250 万円			特 別 利 益	万円		
販 売 費 等	2,765 万円			特 別 損 失	万円		
営業外収益	7 万円			利 益	427 万円 (利益率 7 %)		
負 債	借 入 年 月		借 入 先	借入額 (万円)	期末残額(万円)	返 済 の 方 法	
	平成	25 10	〇〇銀行	800	310	毎月 5 万円	
	平成	29 3	〇〇信用金庫	1,000	480	毎月 10 万円	
	平成	29 4	山 田 一 夫	200	50	随 意	
借入の理由及び 返 済 状 況		開業準備並びに事業拡張のため借り入れ、遅滞なく返済している。					
取 引 先	名称又は代表者名		所 在	電話番号	年間取引額 (万円)	取引の内容	取引期間
	(株) 清水製作所		東京都太田区 大森西〇-〇	3621-423 ×	1,880	建設資材の 仕入れ	開業時から
	山川物産 (株)		東京都荒川区 町屋〇-〇-〇	3623-771 ×	540	その他の材料の 仕入れ	〃
	(株) 大木建設		東京都目黒区 中目黒〇-〇	3302-631 ×	2,900	建設工事	〃
	大洋興産 (株)		東京都太田区 羽田〇-〇-〇	3326-789 ×	2,600	〃	5 年
備考	取引銀行 〇〇信用金庫〇〇支店、〇〇銀行〇〇支店						

- (注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。
2 この書面は、複数の事業を経営している場合には、1事業ごとに作成する。
3 個人事業については前年分について、法人については直近の決算期について、それぞれ作成する。
4 確認欄については、記載しない。

第4 証明資料として官公署等から交付を受ける書類について

1 国籍証明書

- (1) 本国（国籍を持っている国のことをいいます。）の官憲（又は在日大使館等）が発行した国籍証明書を提出してください。有効期限のある国籍証明書は、法務局担当者の指示があったときに提出してください。
- (2) 韓国・朝鮮の人は、本国官憲発行の家族関係登録簿に基づく基本証明書を提出すれば足ります。
なお、家族関係登録簿に基づく基本証明書を提出することができないときは、家族関係登録簿作成前の韓国・朝鮮の戸（除）籍謄本を提出してください。
また、家族関係登録簿作成前の韓国・朝鮮の戸（除）籍謄本も提出することができないときは、申請者に係る身分事項の記載のある日本の戸（除）籍謄本、戸籍届書の記載事項証明書等を提出してください。
- (3) 旅券（パスポート）を所持している人は、所持している全ての旅券（パスポート）の写しを提出してください。

2 身分関係を証する書面

次のような本国の権限を有する官公署が発行した出生証明書・婚姻証明書・親族（親子）関係証明書その他の身分関係を証する書面を提出してください。

なお、身分関係を証する書面は、その人の親族関係により異なりますので、提出に当たっては法務局担当者の指示に従ってください。

- (1) 本国の戸（除）籍謄本（家族関係登録簿に基づく証明書（詳細））

身分関係を証する書面として、韓国・朝鮮の人は、家族関係登録簿に基づく証明書（基本証明書、家族関係証明書、婚姻関係証明書、入養関係証明書、親養子入養関係証明書、父母の家族関係証明書及び母の婚姻関係証明書の全て）、韓国・朝鮮の戸（除）籍謄本等を、中国（台湾）の人は台湾の戸（除）籍謄本を提出してください。

また、離婚歴がある人は、離婚事項の記載のある婚姻関係証明書又は戸（除）籍謄本を提出してください（部分謄本又は抄本不可）。

- (2) 日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書）

次の各例の場合には、日本国民である人、あるいは日本国民であった人の日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書）が必要です。

なお、市区町村役場に戸（除）籍謄本等を請求する手続の詳細については、市区町村役場又は法務局におたずねください。

ア 申請者の配偶者（元配偶者、内縁関係を含む。）が日本国民であるとき

イ 申請者の子（養子）が日本国民であるとき

ウ 申請者の父母（養父母）が日本国民であるとき（養父母の場合は、養子縁組事項の記載があるものも含む。）

エ 申請者が日本国民であった人の子（養子）であるとき（ただし、日本国籍喪失事項の記載があるもの）

オ 申請者が日本の国籍を失った人であるとき（ただし、日本国籍喪失事項の記載があるもの）

カ 申請者の親・兄弟姉妹・子の中で帰化又は国籍取得をした人がいるとき（ただし、帰化事項又は国籍取得事項の記載があるもの）

(3) 申請者が日本において出生し、また、婚姻、離婚、養子縁組等をしているとき、及び父母等が日本において婚姻、離婚、配偶者が死亡しているときは、次の証明資料が必要です。

ア 出生届の記載事項証明書（本人及び兄弟姉妹の出生届の記載事項証明書）

イ 死亡届（父母及び兄弟姉妹を除く）の記載事項証明書

ウ 婚姻届の記載事項証明書

エ 離婚届の記載事項証明書（裁判離婚の場合は、調停調書、和解調書、認諾調書の謄本又は確定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本等も必要です。）

オ 親権者変更届等の記載事項証明書（裁判離婚の場合は、調停調書、和解調書、認諾調書の謄本又は確定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本等も必要です。）

カ 養子縁組届の記載事項証明書

キ 認知届の記載事項証明書

ク 就籍の審判書

(注) 上記ア～クについての届出事項の記載のある日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書）を添付した場合は、原則として証明資料の提出は不要です。また、各証明資料は届出等情報内容証明書でも差し支えありません。

(4) 本国（又は外国）の出生、婚姻、離婚、親族関係その他の証明書（公証書）

離婚、親権について裁判をしている場合は、確定証明書のついた審判書又は判決書の謄本が必要です。

3 国籍を有せず、又は日本の国籍を取得することによってその国の国籍を失うべきことの証明書

法務局担当者の指示があった場合には、本国の官憲（又は在日大使館等）が発行した、本国の国籍を喪失（離脱）した旨の証明書又は日本の国籍（外国の国籍）を取得したときは本国の国籍を喪失する旨の証明書を提出してください。

なお、申請者の国籍が、本国法によって、日本国に帰化すれば当然にその国籍を失うことが明らかである法制を採る国（例えば、韓国等）の場合は不要です。

4 居住歴を証する書面

次のとおり住所地の市区町村長が発行した住民票の写し等を提出してください（個人番号（マイナンバー）、住民票コードが記載されていないものを提出してください。）。原則として、過去5年以内に転居している場合は、住民票の記載を確認して転居前の自治体から住民票の除票を取り寄せてください。

(1) 申請者は、氏名（通称名を含む。）、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カード番号（特別永住者証明書番号を含む。）及び法定の住所期間内の居住歴が記載された住民票の写しを提出してください。

なお、氏名又は生年月日を訂正しているときは、訂正前の事項とその訂正年月日が記載されたものを提出してください。

(2) 申請者の同居者（(3)に該当する人を除く。）は、住民票の写しを提出してください。

なお、申請者の同居者が外国人であるときは、氏名（通称名を含む。）、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日及び在留カード番号（特別永住者証明書番号を含む。）

が記載された住民票の写しを提出してください。

- (3) 申請者の配偶者（元配偶者を含む。）は、婚姻期間中の居住歴が記載された住民票の写し（又は戸籍の附票の写し）を提出してください。

なお、申請者の配偶者が外国人であるときは、婚姻期間中の居住歴のほか、氏名（通称名を含む。）、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日及び在留カード番号（特別永住者証明書番号を含む。）が記載された住民票の写しを提出してください。

また、申請者と内縁関係にある人については、原則として現在の住民票の写しを提出してください。

5 運転記録証明書

自動車運転免許証を持っている人は、自動車安全運転センターが発行した過去5年間の運転記録証明書を提出してください。交通違反がある人は帰化申請に影響が出ることがあります。

なお、帰化申請の結果が出るまでの間に再度提出していただく場合があります。

また、自動車運転免許証が失効した人、取り消された人及び返納した人は、運転免許経歴証明書を提出してください。

6 資産・収入・納税に関する各種証明書

(1) 収入関係

ア 在勤及び給与証明書（21ページ資料2参照）

申請者及び配偶者並びに生計を同じくする親族が、給与、報酬等の収入により生活している場合に提出してください。

申請の前月分を提出してください。

勤務先の代表者か給与の支払責任者が作成したものを提出してください。職種は、具体的な職務内容まで記載してもらってください。

有期契約の就労者である場合、契約期間の分かる証明書を提出してください。

イ 源泉徴収票

権限を有する者が証明したもので、直近1年分を提出してください。

ウ 許認可証明書（事業免許等）

許可又は認可を要する事業を営む人は、許可又は認可をした官公署の長が発行した証明書又はその写しを提出してください。

エ 会社等法人の登記事項証明書

(2) 資産関係

ア 土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し

イ 預貯金通帳の写し又は銀行、郵便局等で証明を受けた取引履歴（出入金履歴）の写し（インターネット上で入手した履歴を印刷したものでも可。）

(3) 課税証明書、納税証明書、確定申告書の控え等

給与所得者又は事業経営者（法人・個人）によって異なりますので、「納税証明書等提出書類一覧表」（22ページ資料3参照）に基づき、必要書類を提出してください。

（注）住民税については、普通徴収されている期間について、領収書や預金口座の写し等、住民税を適正な時期に納めていることを証明する資料も必要です。

なお、課税されていない場合には、課税されていないことを証明する書類を提出してください。

7 社会保険料の納付証明書

(1) 公的年金保険料の納付証明書

- ア (ア) 申請者が第1号被保険者であるときは、日本年金機構が発行した被保険者記録照会回答票（納付Ⅰ及び納付Ⅱ）、年金保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。
- イ (イ) 申請者が世帯主であって、同一世帯に第1号被保険者がいるときは、第1号被保険者の被保険者記録照会回答票（納付Ⅰ及び納付Ⅱ）、年金保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。
- ウ (ウ) 申請者の配偶者が第1号被保険者であるときは、配偶者の被保険者記録照会回答票（納付Ⅰ及び納付Ⅱ）、年金保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。
- エ 申請者が厚生年金保険法に定める適用事業所の事業主であるときは、年金事務所が発行した被保険者記録照会回答票（納付Ⅰ及び納付Ⅱ）、及び、年金保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。

(2) 公的医療保険料の納付証明書

- ア 申請者が世帯主であって、同一世帯に国民健康保険の被保険者がいるときは、市区町村が発行した国民健康保険料納付証明書等（直近2年分）を提出してください。
- イ (イ) 申請者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、日本年金機構が発行した公的年金等の源泉徴収票（直近の分）又は市区町村が発行した後期高齢者医療保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。
- ウ (ウ) 申請者が世帯主であって、同一世帯に後期高齢者医療の被保険者がいるときは、後期高齢者医療の被保険者の公的年金等の源泉徴収票（直近の分）又は後期高齢者医療保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。
- エ (エ) 申請者の配偶者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、配偶者の公的年金等の源泉徴収票（直近の分）又は後期高齢者医療保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。
- オ 申請者が健康保険法に定める適用事業所の事業主であるときは、年金事務所等が発行した健康保険料の領収書等の写し（直近2年分）を提出してください。

(3) 介護保険料の納付証明書

- ア 申請者が65歳以上であるときは、日本年金機構が発行した公的年金等の源泉徴収票（直近の分）又は市区町村が発行した介護保険料納付証明書等（直近2年分）を提出してください。
- イ 申請者が世帯主であって、同一世帯に65歳以上の人がいるときは、65歳以上の人の公的年金等の源泉徴収票（直近の分）又は介護保険料納付証明書等（直近2年分）を提出してください。
- ウ 申請者の配偶者が65歳以上であるときは、配偶者の公的年金等の源泉徴収票（直近の分）又は介護保険料納付証明書等（直近2年分）を提出してください。

(注) 申請者を扶養する人が(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、申請者を扶養する人の社会保険料の納付証明書についても提出してください。

(注) (1)から(3)までのいずれの場合においても、基礎年金番号、照会番号、アクセスキー、保険者番号、被保険者記号・番号が記載されているものを提出する場合には、マスキングの措置を講じた写しを提出してください。

(注) (1)から(3)までのいずれの場合においても、給与や年金から保険料が天引きされておらず自分で納付している場合には、領収書など、社会保険料を適正な時期に納めていることを証明する資料が必要になります。

8 その他の参考資料

法務局の担当者から指示があった場合は、その指示に従ってください（例えば、スナップ写真・診断書・感謝状・自宅、勤務先、事業所付近の略図などが必要となる場合があります。）。

申請書類を提出する場合は、記載事項に誤りがないか、指示された提出書類が不足していないか、よく確認してください。

第5 申請する際の注意事項

- 1 申請する際は、書類を郵送したりすることなく、申請者の住所地を管轄する法務局・地方法務局へ申請者全員（15歳未満の人については、法定代理人）が自ら出向いて提出してください。
- 2 法務局の担当者と約束がない場合は、担当者が不在となることもありますので、出向く前に必ず電話確認をしてください。
- 3 旅券（パスポート）や自動車運転免許証等、原本が提出できないものについては、その写し（コピー（拡大縮小不可））を2部提出していただきますが、その際には原本との照合が必要となりますので、必ず原本をお持ちください。

第6 申請した後の注意事項

帰化許可申請後に、次に掲げる例のように、申請内容や既に法務局の担当者に伝えている事項に変更が生じたとき、又は新たな予定等が生じたときは、必ず、速やかに法務局の担当者に連絡してください。

- (1) 住所又は連絡先が変わったとき
- (2) 婚姻・離婚・出生・認知・死亡・養子縁組・離縁など身分関係に変動があったとき
- (3) 在留資格や在留期限が変更又は更新されたとき
- (4) 日本からの出国予定（再入国予定を含む。）が生じたとき及び再入国したとき
- (5) 法令に違反する行為をしたとき（交通違反を含む。）
- (6) 仕事関係（勤務先等）が変わったとき
- (7) その他法務局へ連絡する必要があるが生じたとき（新たな免許資格の取得等があったとき等）

(注) 追加書類を郵送するときは、必ず帰化申請の「受付年月日、受付番号」を書いてください。なお、封筒の宛名には、法務局の担当課（係）を書いてください。

国 籍 法（抄）

第 4 条（帰化） 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第 5 条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
- 二 十八歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- 三 素行が善良であること。
- 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第 6 条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民であつた者の子（養子を除く。）で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの
- 二 日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母（養父母を除く。）が日本で生まれたもの
- 三 引き続き十年以上日本に居所を有する者

第 7 条 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。

第8条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有するもの
- 二 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であったもの
- 三 日本の国籍を失った者（日本に帰化した後日本の国籍を失った者を除く。）で日本に住所を有するもの
- 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

第11条（国籍の喪失） 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

（注）国籍法に規定される条件以外にも、帰化の一般的な条件として、原則10年以上本邦に在留し、日本社会に融和していること等が求められます。

国籍法施行規則（抄）

第2条（帰化の許可の申請） 帰化の許可の申請は、帰化をしようとする者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由してしなければならない。

2 前項の申請は、申請をしようとする者が自ら法務局又は地方法務局に出頭して、書面によつてしなければならない。

3 申請書には、次の事項を記載して申請をする者が署名し、帰化に必要な条件を備えていることを証するに足りる書類を添付しなければならない。

- 一 帰化をしようとする者の氏名、現に有する国籍、出生の年月日及び場所、住所並びに男女の別
- 二 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
- 三 帰化の許否に関し参考となるべき事項

第5条（訳文の添付） 届書又は申請書の添付書類が外国語によつて作成されているときは、その書類に翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

在勤及び給与証明書

住 所

東京都中野区野方〇丁目〇番〇号メゾン〇〇301号室

昭和

氏 名

金 竜作

平成 45 年 4 月 1 8 日生

職 種

管理職

業務内容

(具体的に) 管理業務及び自社製品（化粧品）の販路の新規開拓

上記の者は平成24 年 4 月 1 日に

当社に入社し、現在、第一営業部販売部門 に勤務し、下記の給与を支給していることを証明します。

令和〇〇年〇月〇日

東京都千代田区外神田〇丁目〇番〇号

東京寿商事株式会社

代表取締役 中村 栄造

印

給 与 関 係				
令 和 〇〇 年 〇 月 分				
支 給 額	基 本 給	月 給	260,000円	
		日 給	(1 カ月支給額) 円	
	時 間 外 勤 務 手 当			16,126円
	家 族 手 当			12,000円
	勤 務 地 手 当			円
	そ の 他 の 手 当			28,000円
	交 通 費			6,200円
				円
	計			322,200円
控 除 額	源 泉 所 得 税			11,000円
	市 区 町 村 民 税			12,300円
	健 康 保 険			8,400円
	厚 生 年 金			6,500円
				円
	計			38,200円
差 引 支 給 額				284,126円
備 考 賞与は年2回6カ月分支給				

資料 3 納税証明書等提出書類一覧表

提出書類の種類	対 象 期 間	請 求 先	形 態				
			給 与 所 得 者			事 業 経 営 者	
			源泉徴収さ れている人	源泉徴収さ れていない ため確定申 告をしてい る人	2 か所以上 から給与を 得ている人、 給与が年間 で2,000万円 を超える人	法 人 (取締役・ 監査役も 含む)	個 人 その他の 人
源泉徴収票		勤	◎	◎	◎		
都道府県、市区町村 民税の課税証明書又 は非課税証明書（総 所得金額の記載のあ るもの）		都 市	◎	◎	◎		◎
都道府県・市区町村 民税の納税証明書		都 市	◎	◎	◎		◎
法人都道府県民税の 納税証明書		都				◎	
法人市区町村民税の 納税証明書		市				◎	
事業税の納税証明書		都				◎	◎
法人税の納税証明書 （その1、その2）		税				◎	
個人の所得税の納税 証明書（その1、そ の2）		税		◎	◎		◎
消費税の納税証明書		税				◎	◎
確定申告書の控え （別表、決算報告書、 青色申告決算書、収 支内訳書）				◎	◎	◎	◎
源泉徴収簿の写し及 び納付書の写し		勤				◎	

- (注) 1 本表は、申請者が納税対象者となるときを表です。上記表の各形態いずれにも該当する人については、該当する全ての書類を提出してください。
- 2 対象期間は、担当者の指示に従ってください。
- 3 請求先欄は、「勤」は勤務先、「市」は市区町村役場、「都」は都道府県税事務所、「税」は税務署を表します。
- 4 申請者と生計を同じくする配偶者その他の親族については、担当者の指示に従ってください。
- 5 申請者が源泉徴収義務がある個人事業経営者である場合、最近1年分の徴収金の納付書及び領収書の写しを提出してください。
- 6 これらの他に、住民税が普通徴収されている期間については、領収書や預金口座の写し等、住民税を適正な時期に納めていることを証明する資料が必要になります。

住 所 変 更 届

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

このたび、下記のとおり令和 年 月 日住所を変更いたしましたので、
変更後の住民票1通を添付のうえ、お届けします。

記

旧 住 所

新 住 所

電 話 番 号

変更の理由

住 所 変 更 届

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

申請者は15歳未満につき
上記法定代理人 父氏名

母氏名

このたび、下記のとおり令和 年 月 日住所を変更いたしましたので、
変更後の住民票1通を添付のうえ、お届けします。

記

旧 住 所

新 住 所

電 話 番 号

変更の理由

帰化後の本籍変更届

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

帰化後の本籍につき、下記のとおり変更したいので届出します。

記

変更前の本籍

変更後の本籍

変 更 の 理 由

帰化後の本籍変更届

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

申請者は15歳未満につき

上記法定代理人 父氏名

母氏名

帰化後の本籍につき、下記のとおり変更したいので届出します。

記

変更前の本籍

変更後の本籍

変 更 の 理 由

担当者記入欄

受付：令和 年 号

帰化後の氏名及び振り仮名の変更申出書

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

この度、帰化後の氏名及び振り仮名を変更しましたので、下記のとおり申し出ます。

記

変更前の帰化後の氏名及び振り仮名（カタカナ）

（フリガナ）※		
帰化後の氏名	氏 (の氏)	名

※帰化後の氏名の振り仮名を定めていなかった場合、記載は不要です。

変更後の帰化後の氏名及び振り仮名（カタカナ）

（フリガナ）		
帰化後の氏名	氏 (の氏)	名

※帰化後の氏名が、カタカナ表記の場合もカタカナで振り仮名を記載してください。

担当者記入欄

受付：令和 年 号

帰化後の氏名及び振り仮名の変更申出書

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

申請者は15歳未満につき

上記法定代理人 父氏名

母氏名

この度、帰化後の氏名及び振り仮名を変更しましたので、下記のとおり申し出ます。

記

変更前の帰化後の氏名及び振り仮名（カタカナ）

（フリガナ）※		
帰化後の氏名	氏 （ の氏）	名

※帰化後の氏名の振り仮名を定めていなかった場合、記載は不要です。

変更後の帰化後の氏名及び振り仮名（カタカナ）

（フリガナ）		
帰化後の氏名	氏 （ の氏）	名

※帰化後の氏名が、カタカナ表記の場合もカタカナで振り仮名を記載してください。

担当者記入欄

受付：令和 年 号

帰化後の氏名の振り仮名の申出書

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

帰化後の氏名の振り仮名を下記のとおり申し出ます。

記

帰化後の氏名及び振り仮名（カタカナ）

（フリガナ）		
帰化後の氏名	氏 （ の氏）	名

※帰化後の氏名が、カタカナ表記の場合もカタカナで振り仮名を記載してください。

担当者記入欄

受付：令和 年 号

帰化後の氏名の振り仮名の申出書

令和 年 月 日

法 務 大 臣 殿

帰化許可申請者 住 所

氏 名

申請者は15歳未満につき

上記法定代理人 父氏名

母氏名

帰化後の氏名の振り仮名を下記のとおり申し出ます。

記

帰化後の氏名及び振り仮名（カタカナ）

（フリガナ）		
帰化後の氏名	氏 （ の氏）	名

※帰化後の氏名が、カタカナ表記の場合もカタカナで振り仮名を記載してください。